


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	川口 莊一			
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則について			区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市難病患者福祉手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>国民健康保険法施行令（昭和33年施行令362号）等の一部改正及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の規定の一部改正が行われた。これに伴い東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税等における給与所得控除等の見直し 給与所得及び公的年金等に係る所得金額の合計額から10万円を控除する。</li> <li>・ 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用 所得制限の判定に係る所得の額について、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除する。</li> <li>・ すでに改正済の寡婦（寡夫）控除のみなし適用及び特別の寡婦（寡夫）部分を削除及びひとり親控除の追加について、様式に適用する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和3年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正な制度運営を図ることができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課において審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
特になし						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。